

公益財団法人青森県育英奨学会役員及び評議員の報酬等
並びに費用の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人青森県育英奨学会（以下、「本会」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 本会の理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬 役員等が職務遂行の対価として受ける報酬をいう。
- (3) 費用 本会の職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給及び額)

第3条 役員等に対して、理事会、評議員会、監査に出席した場合、その他本会の運営に係る職務に出席した場合は、報酬を支給することができる。ただし、青森県学生寮の寮長が役員等を兼ねる場合及び青森県が給与を負担する職員にあっては、報酬を支給しないものとする。

2 報酬の額は、別表のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員会の決議により、報酬等を支給しないことができるものとする。

(報酬の支給の方法)

第4条 報酬等の支給は、支給事由の発生後速やかに当該役員等の指定する金融機関の預金口座への振込み又は現金により行うものとする。

(費用)

第5条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(施行事項)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

職務の内容	報酬の額
理事会への出席	1日につき3,000円
評議員会への出席	1日につき3,000円
監査への出席	1日につき3,000円
その他職務への出席	なし